

吉見病院 虐待防止委員会 要綱

第1 設置目的

当院における高齢者虐待防止、及び早期発見への組織的対応を図ることを目的とする。

第2 委員構成及び活動内容

- (1) 委員は法人代表者、または管理者、看護管理者、介護管理者、介護支援専門員、事務管理者の他、各部門から1名以上を選出する。
- (2) 委員の中から委員長を選出し、任期は1年とする。委員長は議長を務める。
- (3) 委員会は月1回開催し、虐待防止及び身体拘束廃止に向け協議を行う。
- (4) 具体的な対策を検討した上で実施し、その結果を報告しする。
- (5) 委員会は定例の他、必要に応じ臨時開催も可能とする。
- (6) 年2回院内勉強会を企画開催し、従業者に対する教育や指針の周知徹底を行う。

第3 基本方針

- (1) 虐待防止、及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、委員会（身体拘束最小化チーム）を設置し、基本姿勢や具体的な方策について、協議を重ねる。
- (2) 身体拘束についても、可能な限り廃止できるよう検討を行う。
- (3) 全従事者が、共通の認識と十分な理解を得るための研修を、前項委員会の定める計画に従い開催する。
- (4) 外部機関等が開催する研修についても、従事者の積極的な参加を図る。
- (5) 患者相談窓口を設置し、本人や家族が相談できる体制を確保する。

第4 虐待発生時の対応

- (1) 虐待が疑われる事案が発生した場合には、喫緊に委員会を開催する。
- (2) 委員会では、情報収集並びに事案を検討し、防止対策を早急に実施する。
- (3) その後の対応については、法人理事会へ報告し、判断を仰ぐ。

第5 その他

本要綱は、必要に応じ改正する。

令和3年4月1日施行

令和6年4月1日改正